

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和6年（2024年）4月25日

収支等命令者

佐賀県総務部法務私学課長 岸川 啓介

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 佐賀県庁通送業務委託（単価契約）
- (2) 業務内容 「佐賀県庁通送業務委託仕様書」による。
- (3) 契約期間 令和6年6月4日から令和9年5月28日まで
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する特定信書便事業の許可を受けていること、又は本入札日現在までに当該許可を受ける予定であること。
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受けていること、又は本入札日現在までに当該許可を受ける予定であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴

- 力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和6年5月8日(水)午後5時までに、以下の担当課あてに持参又は郵送してください。(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着)

- ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- ② 営業概要書(様式第2号)
- ③ 同種業務の実施実績調書(様式第3号)
- ④ 上記2(1)及び(2)に記載する許可証の写し

なお、上記2の(1)及び(2)の許可について入札当日までに取得予定の場合は、許可証の写しを当日持参してください。

※担当課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部法務私学課 総務調整担当

電話 (0952) 25-7217 FAX (0952) 25-0629

E-mail : houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

- (2) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年5月17日(金)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、公告及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ。

- (2) 申請書様式等の入手方法

申請書様式等については、令和6年4月25日(木)から5月8日(水)までの期間に佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記(1)の部局で随時交付します。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (3) 入札説明会

実施しません。

- (4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年5月23日(木) 午前10時30分

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館5階 法務私学課内会議室

ウ 入札方法 本人又はその代理人により入札書（様式第4号）を直接持参又は郵送によって行う入札

代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」（様式第5号）を提出してください。

入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和6年5月22日（水）午後5時までに3の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「佐賀県庁逋送業務入札書在中」と朱書きしてください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第1項の規定に基づき、見積もった金額に予定日数を乗じて得た金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積総額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 2に掲げる要件のすべてを満たす者で国又は地方団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している場合（履行証明書等を提出すること）

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約総額（契約単価に予定日数を乗じ、10パーセントに相当する金額を加算した金額）の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約総額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国又は地方団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している場合（履行証明書等を提出すること）

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、逋送業務の履行に要する1日あたり単価（配送車両経費、燃料代等逋送業務の履行に要するすべての費用を含む。）とし、消費税額及び地方消費税額を含まない金額とします。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかどうか免税事業者であるかどうかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 入札金額の内訳において積算誤りがある者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- キ 代理人でその資格がないもの
- ク アからキまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は、入札参加者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合

(5) 落札者の決定方法

- ア 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

(7) 入札参加資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとします。

- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき
- ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき
- エ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のアからキまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき
- オ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき

(8) 仕様等に対する質疑応答

ア 公告及び仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和6年5月1日（水）の午後5時までに、下記（17）の部署に電子メールで送信して下さい。

イ 質問に対する回答は、令和6年5月2日（木）までにメールで行います。

(9) 入札の撤回

入札者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(10) 再度の入札

ア 開札をした場合において、前記（5）アの規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに、再度の入札を行います。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度の入札は、後日、日を改めて行います。

イ 再入札の執行回数は、1回（1回目の入札を含め2回）を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

(11) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(12) 契約書の作成の要否 要

(13) 契約単価 消費税及び地方消費税を除いた額とする

(14) 代金の支払い方法

ア 月末締め、請求書受領後30日以内の支払い

イ 単価契約後、業務に対して支払う代金は、月ごとに遡送した日数に契約単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税率（100分の110）を乗じた金額とします。

(15) 当該入札について定めのない事項については、佐賀県財務規則の定めによるものとします。

(16) 詳細は、「佐賀県庁逓送業務委託仕様書」を確認してください。

(17) 問い合わせ先

佐賀県総務部法務私学課 総務調整担当

電 話（0952）25-7217 FAX（0952）25-0629

E-mail : houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp